

相続した家屋及びその敷地等の譲渡から翌年2月15日までの間に、家屋が耐震基準を満たす又は取壊された場合（令和6年1月1日以降の譲渡が対象です。）

	添付書類	備考
①	被相続人の住民票の除票	・老人ホーム等に入所していた場合は、追加で戸籍の附票の写し等が必要な場合があります
②	相続人の住民票の写し ※場合によって戸籍の附票	・相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は入所の直前）から譲渡までの期間を証明する住民票、戸籍の附票が必要です。引越し等で戸籍を転籍している場合は、現本籍地での附票に加えて転籍前の自治体に戸籍の附票を請求しなければなりません。 ・対象の土地又は建物を複数人で相続した場合、相続人全員分の住民票が必要です。 ・譲渡日以降に発行したものにしてください。
③	敷地（家屋）の売買契約書	・引渡し日が明記されている必要があります。
④	土地の登記事項証明書 （i）家屋が耐震基準を満たす場合 ・建物の登記事項証明書 （ii）家屋が取り壊された場合 ・建物の閉鎖事項証明書	・土地と建物の証明書はいずれも必要です。 ・被相続人から相続を受けた相続人が確認できない場合、遺産分割協議書や戸籍の附票の写し等が追加が必要です。
⑤	（i）家屋が耐震基準を満たす場合 ・耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー ・耐震基準に適合することとなった日が確認できる工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等 （ii）家屋が取り壊された場合 ・建物の閉鎖事項証明書（④の再掲）	（i）工事が完了した日や耐震性が確認された日を確認します ・左記2種類の書類はいずれも必要です。 （ii）家屋の取壊しが完了した日を確認します
⑥	（i）～（iii）のいずれかが必要です（対象の家屋とその敷地等が相続の時から譲渡の時まで事業、貸付け、居住などの用に供されていないことを証する書類）	
	（i）電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 例）・閉栓証明書 ・水道の支払証明書で「中止」の記載があるもの 等	・使用意義（被相続人又は相続人）、使用場所、使用中止日を確認します。
	（ii）宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示した広告等 例）広告チラシ等	・宅地建物取引業者による広告が行われたものに限りです。
	（iii）その他	・対象の家屋とその敷地について空き家バンクに登録されていた場合はご相談ください
⑦	敷地と家屋の売買契約書	・取壊し後から譲渡までの期間内に撮影された写真が必要です。 ・譲渡後の翌年2月15日までに耐震リフォーム又は取壊しをすることが明記してある特約事項など

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合（平成31年（2019年）4月1日以降の譲渡が対象です。）

	添付書類	備考
⑧	被相続人が老人ホーム等の施設に入所していた場合、（i）～（iii）の書類の全てが必要です	
	（i）施設への入所時に要介護・要支援認定等を受けていたことを明らかにする書類	・入所時に要介護・要支援認定等を受けていることが確認できるものがが必要です。
	（ii）施設入所時の契約書の写し等、施設の名称・所在地・種類が確認できる書類	・施設の種類の、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、サービス付き高齢者向け住宅、障がい者支援施設、共同生活援助を行う住居のいずれかであること。 ・複数の施設に入所していた場合、全ての施設に関する書類が必要です。 ・押印や日付の記載が不十分な契約書では受付できませんので事前にご確認ください。
	（iii）相続発生直前まで被相続人が対象の家屋を一定使用し、かつ、事業等の用に供されていないことを証する書類	例）電気、ガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類、老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録等